



大分県消費生活センターに寄せられる相談で最も多いのは、インターネット通信サービスを利用している時に起こった消費者トラブルです。

## 生活 トラブル

【事例1】スマートフォンで無料のアドルト動画サイトを見ていたら、突然「登録完了。登録料19万8千円、取り消す場合は電話をするように」と表示された。電話をすると「大手通販会社のギフト券を5万円分購入し、その番号を知らせるように」と言われた。

【アドバイス】事前に明確な有料表示や確認画面、訂正・取り消

### ネットサービス利用時の詐欺

## 不審な請求は無視して

し画面がなければ支払う必要はありません。また「コンビニエンスストアでギフト券を購入して」は、プリペイドカードを不正に取得しようとする詐欺です。他人から言われてプリペイドカードを購入したり番号を伝えたりしては、絶対にいけません。

【事例2】タブレット端末に「有料動画サイトの利用料金が未納。連絡するよう」にメールが届いた。買ったばかりでいろいろ操作していたのが原因ではないかと不安になった。

【アドバイス】架空請求のメールです。身に覚えがなければ無視して、関わらないようにしましょう。

不審なメールや身に覚えのない料金を請求するメールなどで心配になったときは、お金を支払う前に最寄りの市町村や県の消費生活センター・相談窓口にご相談してください。消費者ホットライン☎188は、最寄りの相談窓口をご案内します。

(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネ ☎097・534・0999)